

Title	日韓間の「従軍慰安婦」問題の萌芽と展開： メディア・フレーム論による日韓関係と韓国の政治社会的分析
Sub Title	The origin and development of "comfort women" confliction between Japan and South Korea : the political and social analysis of the relationship between Japan and South Korea and South Korea by the media frame theory
Author	田中, 雄一郎(Tanaka, Yūichirō)
Publisher	慶應義塾大学大学院法学研究科内『法学政治学論究』刊行会
Publication year	2019
Jtitle	法學政治學論究：法律・政治・社会 (Hōgaku seijigaku ronkyū : Journal of law and political studies). Vol.121, (2019. 6) ,p.73- 108
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-20190615-0073

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

日韓間の「従軍慰安婦」問題の萌芽と展開

——メディア・フレーム論による日韓関係と
韓国 の 政治社会的分析——

田 中 雄 一 朗

一 はじめに

二 「従軍慰安婦」問題をめぐる先行研究

三 分析枠組み——メディア・フレーム論——

四 「従軍慰安婦」問題に関する韓国社会の理解——韓国紙の

言説分析——

(一) 金学順の証言以前（一九九〇年一月四日～一九九一年八月
月一四日）…「日本政府不信」フレーム・「韓国政府の不作
為」フレーム

(二) 金学順の証言から『朝日新聞』の「軍閥与」報道まで
（一九九一年八月一五日～一九九二年一月一日）…「日本
政府不信」フレーム・「韓国政府の不作為」フレーム

(三) 『朝日新聞』の「軍閥与」報道から「第二次加藤談話」
まで（一九九二年一月二日～七月六日まで）…「謝罪・補

償」フレーム

(四) 「第二次加藤談話」から「河野談話」まで（一九九二年
七月七日～一九九三年八月四日）…「誠意ある措置」フレ
ーム

(五) 「河野談話」後の展開（一九九三年八月五日～一九九七
年一月一日）…「法的責任を回避する日本」フレーム
メディア・フレームの誕生と変容、問題解決の挫折

六 おわりに

一 はじめに

従軍慰安婦問題⁽¹⁾が注目を集めるようになって久しい。従軍慰安婦問題発生のきっかけは一般には一九九一年八月の金学順の証言とされており、この証言を機に同問題は台湾や中国、東南アジアにも波及し、世界的な注目を浴びることとなった。したがって、同問題は日本と韓国の間だけの問題とは言い難いものの、証言の発端国であり、被害者数も多かった韓国の同問題に対する根の深さは他国のそれとは一線を画している。⁽³⁾

金学順の証言以来、日韓両政府は問題解決のために度重なる会談や交渉を行い、談話の発表や基金の設立など多様な措置を講じてきた。しかし、基金設立段階において韓国政府も協力的な姿勢を見せていた「女性のためのアジア平和国民基金」(通称、「アジア女性基金」)は韓国世論の強い反発から事業も難航をきわめ、韓国内で問題解決に繋がる主だった成果を挙げることなく頓挫した。また、二〇一五年末には日韓両国の外相により従軍慰安婦問題の「最終的かつ不可逆的な解決」を約束した「慰安婦合意」が発表されたが、朴槿惠大統領の弾劾や、代わった文在寅政権による「韓・日本軍慰安婦被害者問題合意検討タスクフォース(TF)⁽⁴⁾」の検証結果発表などにより、同合意も非常に不安定な状況に追い込まれている。

このように従軍慰安婦問題は問題発生から二五年以上経過した現在においても日韓関係に長い影を落とし込んでいく。従軍慰安婦問題は、問題発生から「河野談話」の発表までにおける交渉過程において、慰安婦の「強制性」⁽⁵⁾について日韓で繰り返し議論された経緯があり、これまでも「慰安婦の募集や就労にかかる強制性」や「慰安婦の強制にかかわる歴史的事実の検証」が比較的盛んに行われてきたが、同問題をめぐる日韓両国の政治社会的過程や、「河野談話」と「アジア女性基金」による問題解決の試みが失敗した原因などについては積極的に検討されているとは言い

難い。

従軍慰安婦問題は教科書問題と並び日韓両国の歴史認識問題において現在も重要視されている問題であり、とりわけ歴史問題への取り組みに積極的だった村山富市政権以降、同問題に対する日本の閣僚・議員の発言や日本政府の立場が示されるたびにその内容や慰安婦の「強制性」に関する解釈・認識の違いなどをめぐって対立を繰り返すといった構造が常態化している。

前述したように韓国政府は一時「河野談話」や「アジア女性基金」を従軍慰安婦問題の解決策として受け入れ協力する姿勢を見せていたが、世論の反発などを受けて徐々に態度を硬化させていった経緯がある。それにもかかわらず、一般に慰安婦問題では（歴史研究に基づく）「強制性」の有無や韓国でよく指摘される「強制」をめぐる日本の「歴史歪曲」が問題視されている。

本論文は、そのような現状を踏まえ、一九九一年の従軍慰安婦問題の発生から「アジア女性基金」の韓国での活動が開始される頃までの同問題をめぐる韓国紙の報道を、メディア・フレーム論を用いながら分析することを通じて、従軍慰安婦問題が当時の韓国社会や韓国民にどのような価値観を形成し、なぜ解決できなかつたのかを明らかにし、問題の萌芽と展開における社会的背景を解き明かすことを目的としている。

二 「従軍慰安婦」問題をめぐる先行研究

従軍慰安婦問題が一九九一年八月の韓国人被害者金学順の証言から始まったということは広く知られている。金学順は実名で証言を行った初めての元従軍慰安婦被害者であり、日韓両国メディアは盛んに彼女の証言を報道した。そして一二月六日に金学順らによる訴状が公式に東京地裁に提出されると、一〇日には韓国政府が日本政府に対して歴

史的真相の究明を要求し、従軍慰安婦問題はいよいよ日韓の外交問題に発展した。その後、日韓両国政府間で交渉が重ねられ、当時重要な争点となっていた「強制」についても日本側が認める方向で一九九三年八月に「河野談話」が発表された。さらに日本政府は「補償に代わるもの」として「アジア女性基金」を用意し、被害者に対して「見舞金」などを支払う検討をしており、基金の構想・設立段階においては「韓国政府としては評価できる点もあるような感じがする」と、韓国政府も日本側の対応を一定程度評価さえしていた。しかし、韓国世論や被害者支援団体の反発などを受けて韓国政府は基金による問題の解決を受け入れない方針へ転換していった。このような韓国政府の対応は、「強制」を認めた「河野談話」への不満や「ゴールポストを動かす韓国」への不満を日本国内に募らせる結果を生んだ。以後、日本の閣僚・議員の発言や日本政府の立場が示されるたびにその内容や慰安婦の「強制性」に関する解釈・認識の違いをめぐって日韓は対立を繰り返している。かかる観点から、以下では従軍慰安婦問題をめぐる先行研究を整理する。

従軍慰安婦問題の既存研究は三通りに大別できると言えるだろう。第一に慰安婦の募集や移送、運営などにかかる歴史的事実や慰安婦の生活の実態などに注目して分析し、日本政府および日本軍の責任の程度や韓国政府など被害国側の見解との整合性に言及した歴史学的な研究である。このタイプの研究は従軍慰安婦問題研究の大半を占め、その研究蓄積の多さから「強制性」の有無を筆頭に様々な論点が抽出されている。とりわけ吉見義明、林博史、秦郁彦、西岡力らはこのタイプの研究の代表的論者であり、吉見・林らは慰安婦が旧日本軍による犯罪行為であり、日本側の責任を重く受け止める方向で議論しているのに対し、秦・西岡らは慰安婦の事実関係を検討し、その責任を限定（あるいは否定）する方向で議論を繰り返す「強制連行」などに異議を唱えている。⁹⁾

第二に従軍慰安婦問題をジェンダー論や女性問題、ナショナリズムなどの視点から見た社会学的な研究である。このタイプの研究では、八〇年代の韓国の女性運動や世界的なフェミニズムの動きが、九〇年代の従軍慰安婦問題公然

化の引き金になっていったことが言及されている⁽¹²⁾。上野千鶴子はこのタイプの研究の代表的論者であり、慰安婦問題を、「慰安婦」をめぐるパラダイム転換という認識論の問題と位置づけ、女性運動やフェミニズムが強姦を「被害者の恥」から「男性の性犯罪」へとパラダイム転換させたと主張している⁽¹³⁾。日本では上野などこのタイプの研究の代表的論者こそいるものの、先に挙げた「強制」への関心が極めて高く、社会全体として慰安婦問題を女性問題として捉える考え方が浸透しているとは言い難い⁽¹⁴⁾。他方、韓国では挺身隊問題対策協議会（以下、挺身隊）などの市民団体が、行っている慰安婦問題関連の運動に注目し、運動の展開や問題認識の変化、民族主義的傾向についての研究もなされている⁽¹⁵⁾。

第三に一九九一年八月の金学順の証言から「河野談話」や「アジア女性基金」の事業実施決定頃までの政治的展開に注目し、その過程を分析した政治学的な研究である。木村幹は数少ないこのタイプの研究の代表的論者であり、従軍慰安婦問題の交渉過程において韓国側が行った重要な方針転換の背景などを分析している⁽¹⁶⁾。しかし木村の研究では、どちらも一九九五年にあった「日韓併合を合法」とみなす日本政府高官からの発言だったにもかかわらず、渡辺美智雄副総理の発言（六月）は慰安婦問題の解決という観点からはあまり問題にならなかったのに対し、村山首相の発言（二〇月）はなぜ「アジア女性基金」という解決枠組みの破壊に直接繋がっていくことになったのか、その違いが明らかにならない。その他政治学的な研究としては、戦争加害や国際政治における謝罪や和解といった観点からの研究も見られる⁽¹⁷⁾。ジェニファー・リンド（Jennifer Lind）やトーマス・バーガー（Thomas U. Berger）らに代表されるこのタイプの研究は慰安婦問題という単独の問題よりも日本やドイツが過去に行った戦争加害行為全般について、被害国とどのように向き合い謝罪やそれに準ずる行為を示してきたのか、また加害国のそのような行動はなぜ被害国に受け入れられたのか、あるいは受け入れられなかったのかについて考察しているものが多い⁽¹⁸⁾。そしてその中で近年では、謝罪や和解を達成するための要素として「政治と社会の語りの一致」が重視される傾向も出てきている⁽¹⁹⁾。

このように従軍慰安婦問題の先行研究は、全般的に史実検証型の研究に偏っている上、「強制」の問題への固執傾向が強い。また、分析対象も加害を与えた日本側の事情や政治過程の分析に偏っている。そのため歴史学的研究を除いた従軍慰安婦問題に関する研究蓄積は相対的に不足しており、韓国政府が従軍慰安婦問題をどのように処理し、日韓関係を修復しようとしていたのか、あるいは「河野談話」や「アジア女性基金」を受け入れようという韓国政府の当初の姿勢はなぜ挫折し、従軍慰安婦問題がそれ以降の日韓関係に高い壁として立ちはだかることになってしまったのかについてはあまり議論されていない。

本論文では今まで見落とされがちであった従軍慰安婦問題に対する当時の韓国社会や韓国民の理解や価値観を踏まえながら、解決策の頓挫や紛争化の経緯を新聞報道に基づいて解明することが目的である。従軍慰安婦問題は、戦後、一連の国際条約により戦争に起因する諸問題を解決していく過程が終わった後に、日本政府が事実認識を改め、被害者に対して「償い金」を支払うことにした唯一の案件である。⁽²²⁾ また近年では、女性の人権問題という観点から韓国だけでなく国連をはじめとした国際社会からも注目を集めている事案でもある。従軍慰安婦問題はその問題の継続性、普遍性の観点から同問題に関する萌芽と展開を分析する必要性は高いと考える。

三 分析枠組み——メディア・フレーム論——

本論文では韓国紙の社説をはじめとした報道を分析する際にメディア・フレームという分析概念を用いる。メディア・フレームとは「何を認知・解釈し、何を提示するのかということに関する一貫したパターン」であり、「何を選択・強調し、何を排除するのかというパターン」を意味する。⁽²³⁾ そしてそのフレームは、問題を定義し、その原因を診断し、それについて道徳的判断を示し、対策を示唆する働きを有している。⁽²⁴⁾ すなわち、メディア・フレームとは主と

してマス・メディアが供給する情報に付与されている何らかの文脈や状況に対する価値判断を示している概念であると考えられる。⁽²⁵⁾

一般にメディアのフレーミング効果とは「争点を描写する際のメディアの枠づけの仕方が、同じ争点に対する受け手の解釈や評価を規定する」⁽²⁶⁾ことを指す。そして従来のメディア・フレーム論の研究も、基本的には効果研究のフレーム分析を重視しており、研究の中で「効果」や「影響」に関する問題意識を相対化し、メディアとオーディエンスの間の「相互作用」に注目しながら、その中で意味が創造される側面を重視している。⁽²⁷⁾本論文も基本的には韓国紙というメディアにより創造された「意味」に着目しながら、当時の社会的背景を考察するものである。

また、メディア・フレームの分析で重要な概念のうちの「争点文化 (issue culture)」⁽²⁸⁾がある。「争点文化」とは、ある争点を意味付けるために形成された固有の理念やシンボルのネットワークのことであり、これを形成するメディア言説を分析する上で登場する主要概念がフレームであり、メディア・フレームはここにおいて争点を定義付ける中核的な考え方そのものを指す。⁽²⁹⁾この他にもメディア・フレームは他の出来事の報道が、メディア・フレームの形成・変容に影響を与えるといった争点連関という特徴も持っている。⁽³⁰⁾そして争点同士の連関には「争点文化」により形成された争点の定義や、当該社会で広く共有された価値観が反映される。⁽³¹⁾

本論文の位置付けはあくまでも日韓関係や日韓間の従軍慰安婦問題の韓国側から見た政治社会的分析であるが、従軍慰安婦問題をメディア・フレーム分析によって研究したものとしては金ドシユンらの研究や三谷文栄の研究がある。⁽³²⁾特に三谷はこの他にも日本の新聞報道のメディア・フレーム分析を通じて歴史教科書問題や日韓国交正常化にかかる日本社会や日本の外交政策の分析行っているが、⁽³³⁾このことは「争点文化」や争点連関を含むメディア・フレーム論が日韓歴史認識問題のような政治社会的紛争を分析するのに優れていることを示していると言えるのではないか。

表1 社説タイトル一覧 (1990年1月4日～91年8月14日：
尹貞玉のコラム～金学順の証言)

年	月日	新聞	社説のタイトル (副題省略)
1990年	2月7日	京郷新聞	在日3世の権利回復
1990年	5月12日	朝鮮日報	天皇(日王)の謝罪は虚言だったのか
1990年	5月16日	朝鮮日報	日帝は我々の自尊心の問題
1990年	8月8日	朝鮮日報	我々は日本人よりさらに痛い
1990年	11月6日	ハンギョレ	挺身隊について女性団体の問題提起
1991年	1月10日	ハンギョレ	日本は挺身隊冤魂の前で謝罪しろ
1991年	4月3日	ハンギョレ	海部首相は「挺身隊」の約束を守れ

四 「従軍慰安婦」問題に関する韓国社会の理解

韓国紙の言説分析

金学順の証言(一九九一年八月一四日)から「河野談話」の発表(一九九三年八月四日)まではおよそ二年であった。同問題をめぐってはこの二年間で状況が目まぐるしく変化していった。中でも問題の萌芽と展開において、宮沢喜一首相の訪韓直前にあたる一九九二年一月一日に『朝日新聞』が従軍慰安婦に関する旧日本軍の関与を報じたことは大きなターニングポイントとなった。³⁶⁾ また、「河野談話」後は日韓両政府とも解決に向けて努力し、韓国政府は当初日本側が提案した「アジア女性基金」に対しても、「当事者たちの要求がある程度、反映された、誠意ある措置」と評価していた。³⁶⁾ しかし韓国政府は徐々に態度を硬化させ、一九九七年一月一日に基金が韓国で元慰安婦に対する償い金支給事業を始めると、翌週の日韓外相会談では償い金支給の撤回と今後の一時金支給の中断を要求するに至り、慰安婦問題の解決は暗礁に乗り上げた。³⁷⁾

本論文では、日韓間の従軍慰安婦問題の萌芽と展開をめぐる時間軸を、金学順の証言以前、具体的には尹貞玉のコラムの掲載から金学順の証言まで(一九九〇年一月四日～一九九二年八月一四日)、金学順の証言から『朝日新聞』の「軍関与」報道まで(一九九一年八月一五日～一九九二年一月一日)、『朝日新聞』の「軍関与」報道から「第二次

表2 社説タイトル一覧 (1991年8月15日～93年8月4日：金学順の証言～「河野談話」)

年	月日	新聞	社説のタイトル (副題省略)
1991年	8月16日	ハンギョレ	日本の賠償責任、政府が前に立て
1991年	8月16日	朝鮮日報	国内最初の挺身隊証言
1991年	9月21日	ハンギョレ	日帝の蛮行証言聴取に背を向ける外務委
1991年	12月6日	朝鮮日報	真珠湾から広島まで
1991年	12月8日	朝鮮日報	今はもう挺身隊も否認するのか
1991年	12月9日	朝鮮日報	未だに謝罪論争なのか
1991年	12月25日	ハンギョレ	「挺身隊補償」交渉政府が率先しろ
1992年	1月12日	京郷新聞	謝罪と賠償しろ／公式確認された日挺身隊
1992年	1月13日	朝鮮日報	挺身隊に終止符を打とう
1992年	1月14日	ハンギョレ	挺身隊問題謝罪の水準は?／日本首相訪韓と民間人被害賠償
1992年	1月15日	京郷新聞	12歳挺身隊員
1992年	1月16日	ハンギョレ	挺身隊実態から正確に把握しなければ
1992年	1月17日	ハンギョレ	「選挙区」に来たという宮沢首相
1992年	1月17日	朝鮮日報	謝罪で懸案糊塗するな
1992年	1月18日	京郷新聞	言葉の応酬で終わった「韓日首脳」
1992年	1月18日	ハンギョレ	「韓日基本条約」すぐに潰さなければ／挺身隊賠償は譲歩できないこと
1992年	1月19日	ハンギョレ	70歳老人の死と警察の責任
1992年	2月9日	ハンギョレ	挺身隊賠償具体的日程提示しろ
1992年	3月3日	朝鮮日報	日本の正論に反駁する
1992年	7月8日	ハンギョレ	政府の断固とした対応を催促する
1992年	7月8日	京郷新聞	自ら慰安婦になったという話なのか
1992年	7月8日	朝鮮日報	終わらなかった挺身隊
1992年	8月2日	ハンギョレ	対日賠償要求政府が率先しろ／「慰安婦蛮行」我々が究明しなければ
1992年	8月3日	朝鮮日報	日本公権力がやった振る舞い
1992年	8月15日	京郷新聞	相変わらず日本は遠い国
1992年	8月15日	朝鮮日報	光復47年の韓日関係
1992年	11月10日	ハンギョレ	「懸案」無視ながら韓日首脳会談
1992年	11月10日	京郷新聞	韓米日紐帯と日本がすること
1992年	12月3日	ハンギョレ	国民献金で謝罪と慰労を
1992年	12月25日	ハンギョレ	挺身隊お婆さんたちの絶叫きこえないのか
1993年	2月7日	ハンギョレ	挺身隊お婆さんたちの痛みと政府の道理
1993年	2月19日	ハンギョレ	国連の「乙支条約無効」規定
1993年	2月27日	ハンギョレ	前任大統領の挺身隊「妄言」
1993年	3月16日	ハンギョレ	従軍慰安婦問題と我々の視角
1993年	7月3日	ハンギョレ	従軍慰安婦と日本の債務
1993年	8月1日	ハンギョレ	出発点に立った従軍慰安婦問題
1993年	8月4日	ハンギョレ	日帝徴用未払い賃金「必ず」取り返さねば

表3 社説タイトル一覧 (1993年8月5日～97年1月11日:「河野談話」～「アジア女性基金」の事業開始)

年	月日	新聞	社説のタイトル (副題省略)
1993年	8月5日	京郷新聞	日本は心から謝罪しろ
1993年	8月5日	朝鮮日報	補償は我々がしよう
1993年	8月6日	ハンギョレ	従軍慰安婦問題終わらなかった
1993年	9月25日	ハンギョレ	年初の失敗にしっかり備えを
1993年	9月25日	ハンギョレ	司法部の改革を期待する
1993年	11月6日	朝鮮日報	韓日の過去と未来
1993年	11月7日	ハンギョレ	「従軍慰安婦」と日本政府の責任
1993年	11月18日	京郷新聞	韓日未来構築の大きな足音
1994年	3月26日	ハンギョレ	韓日首脳会談を見る国民の視角
1994年	5月7日	京郷新聞	表と裏が異なる日本
1994年	8月23日	ハンギョレ	国連の「日本軍慰安婦」調査
1994年	11月30日	ハンギョレ	「従軍慰安婦」の国際法的解決
1995年	5月10日	ハンギョレ	日本の保守化を注視する
1995年	8月15日	ハンギョレ	統一を準備しよう
1995年	8月17日	京郷新聞	侵略謝罪、実践に走った
1995年	9月6日	ハンギョレ	日本政府に「慰安婦」責任ある
1996年	2月8日	京郷新聞	「慰安婦」に責任ないという日本
1996年	2月8日	ハンギョレ	国連の「慰安婦」解決勧告
1996年	2月8日	朝鮮日報	日本は「国家賠償」を二転三転 保健福祉部「軍服を着ろ」
1996年	4月19日	ハンギョレ	「慰安婦」は日本政府の責任である
1996年	6月20日	ハンギョレ	「日本軍慰安婦」解決の原則
1996年	6月24日	ハンギョレ	日本総理の不十分な「過去史」認識
1996年	7月31日	ハンギョレ	日本総理の誤った歴史認識
1996年	8月8日	ハンギョレ	「慰安婦」問題日本政府がほぐせ
1996年	8月19日	ハンギョレ	日総理「慰安婦謝罪」二重性
1996年	10月22日	京郷新聞	極右の声大きくなる日過去の過ちそしる
1996年	12月6日	ハンギョレ	「慰安婦」問題解決に積極的に乗り出せ

加藤談話⁽³⁸⁾」まで(一九九二年一月二日～七月六日)、「第二次加藤談話」から「河野談話」まで(一九九二年七月七日～一九九三年八月四日)、「河野談話」後の展開(一九九三年八月五日～一九九七年一月一日)の五つの期間に分ける。各期間において、従軍慰安婦問題に関するメディア言説の分析を通じて当時の韓国社会や韓国民がどのようなフレームを共有していたのかを明らかにし、なぜそのフレームが優勢だったのか、なぜそのフレームが誕生したのか、なぜ慰安婦問題は解決できなかったのかなどについてその社会的背景を考察する。

以下の分析では韓国国民全般の認識や理解を導出するという観点から韓国の全国紙で比較的閲覧しやすい上、購読数の多い新聞を用いた。具体的には韓国で歴史も長く今も昔も変わらずシェアの多い『朝鮮日報』と、民主化により誕生した『ハンギョレ新聞』、民主化以前から度々政権に批判的な報道を行っていた『京郷新聞』の社説を主に用いた。⁽³⁹⁾ 本論で全ての社説に言及しているわけではないが当該期間で三紙において見られた社説（副題省略。「慰安婦」・「挺身隊」の単語のみの出現で慰安婦問題と直接関係のない社説は筆者の判断で削除）は表1〜3の通りである。

(一) 金学順の証言以前（一九九〇年一月四日〜一九九一年八月一日）⁽⁴⁰⁾「日本政府不信」フレーム・「韓国政府の不作為」フレーム

従軍慰安婦問題の発端が、金学順の証言であったことは前述した通りであるが、一九八〇年代以降の女性運動の気運の高まりからそれ以前の韓国も少なからず慰安婦について報道していた。『ハンギョレ新聞』は一九九〇年一月四日に「梨花女子大尹貞玉教授『挺身隊』怨霊漂う足跡取材記」というコラムを掲載し、これ以降同問題は韓国メディアで注目を浴びることとなった。⁽⁴⁰⁾

この時期の韓国では「強制徴用」の被害者の提訴が相次いでいたことから、この時期の韓国における日韓歴史認識問題の関心事は「強制徴用」問題にあった。⁽⁴¹⁾ そのため、従軍慰安婦問題が単独のイシューとして扱われることは少なく、例えば「何よりも日本は彼らの戦争によって犠牲になった韓国人原爆被害者、強制徴用者、慰安婦などに対する正当な補償問題を無視している」といった言説や「在日同胞は、太平洋戦争中に軍人・軍属・労務者・挺身隊に連れて行かれた韓国人たちである」といった言説に見られるように慰安婦問題も「強制徴用」の一環として扱われている。このように従軍慰安婦問題が韓国世論の中でなかなか主要なイシューとならない中で、尹貞玉のコラム掲載から金学順の証言までの従軍慰安婦問題関連報道のうちこの時代に優位であったメディア・フレームをよく反映している記事

をとりあげると以下の通りである。(以後、新聞記事の引用に施された傍点および中略表記は筆者による。また引用記事原文内で行われている段落分けは省略し、引用記事が社説の場合は特にその旨を表記しない。)

「様々な日本人の調査発掘記などを通じて日本帝国主義の軍隊の蛮行が一つ一つ暴露された。(中略) 韓国を侵奪した日本政府官吏が、図々しい言い逃れをすることはまた違った歴史的な罪を犯すことである。このような日本政府の態度は挺身隊問題を全く提起しなかつた韓国政府にその源泉的な責任がある。(정신대에 대한 여성단체의 문제제기)」「挺身隊について女性団体の問題提起」『ハンギョレ新聞』一九九〇年一月六日朝刊」

「日帝時代に強制的に挺身隊に連れて行かれた韓国人女性の名簿が一部明らかになった。(中略) 挺身隊に関する公式記録が初めて発見されたのである。(中略) 昨年韓国女性団体が挺身隊問題の真相究明と謝罪・賠償を要求した時も海部首相は、『戦時中強制連行されたすべての人の名簿を確認するように指示した』と明かしたが、今年一月の訪韓時まで、何の返答もしなかつた。言葉に出してはしつぶし「調査する」と対応する海部の言葉を今度は信じても良いのだろうか。日本政府が自ら言つたように責任をもつて真相を明らかにし、謝罪と賠償などの後続措置が伴わない限り、韓日の信頼関係は形成され難いだろう。(中略) 挺身隊問題をふせきたまま屈辱外交を展開してきた韓国政府は今からでも自主的な立場を取り戻し、海部総理の沈黙で終わることのないように積極的に乗り出してもらいたい。(카이후 수상은 정신대 약속을 지켜라)」「海部首相は『挺身隊』の約束を守れ」『ハンギョレ新聞』一九九一年四月三日朝刊」

いずれの記事も、責任回避のために言い逃れをしようとする日本政府や「調査する」と言っておきながら具体的に動かない日本政府に対する不満が「日本政府不信」フレームとして現れている。被害が明らかになった韓国側からすれば日本政府に真相究明と謝罪・賠償を求めるのは当然であり、そのような要求に対して真摯に答えているようには

見えない日本政府を信頼できないのは不思議なことではないが、それ以上にこれまで慰安婦問題について特に何もして来なかった韓国政府の責任を追及する言説が見られるのが目を引く。しかも「源泉的な責任」や「屈辱外交」といった強い言葉で日本政府に責任回避を許してしまっている「韓国政府の不作為」を非難している。

(二) 金学順の証言から『朝日新聞』の「軍閥与」報道まで（一九九一年八月一五日）～一九九二年一月二一日）…「日本政府不信」フレーム・「韓国政府の不作為」フレーム

既に述べてきたように従軍慰安婦問題の発端は一九九一年八月一四日の金学順の証言であった。彼女は実名で証言を始めた最初の慰安婦被害者であったため、彼女への取材は殺到し日韓両国のメディアも彼女の証言を繰り返し大きく報道した。これによって挺対協をはじめとした韓国の市民団体は日本政府を相手に訴訟を起こすことが可能となり、金学順らは一二月六日に東京地裁に提訴した。これを受けて一〇日には韓国政府が日本政府に対して慰安婦問題の真相究明を要求し、従軍慰安婦問題はいよいよ日韓の外交問題に発展した。しかしこの時点での韓国社会の反応は限定的であり、三紙においても『朝日新聞』の報道までで七件の社説を数えるに留まった。

一方で、このような展開に対し日本政府側は「日韓の請求権に関する問題は一九六五年の国交正常化時に結んだ一連の条約・付属協定により解決済みである」という趣旨の、現在でも馴染み深い主張を対内的・対外的に繰り返し述べた。また、金学順らの提訴時には加藤紘一官房長官が従軍慰安婦に関して「政府が関与した資料は見つかっていない」という趣旨の声明を発表するなど、日本政府の責任を否定した上で、仮に何らかの責任があったとしてもそれは一九六五年の時点で法的に解決済みであるという論理で乗り切ろうとした。したがって、この時期の韓国紙はこのような日本側の見解に反発する形で以下に挙げるような報道がなされた。

「従軍慰安婦問題について日本政府は調査を拒否しており、これによって日本政府が発表した朝鮮人強制連行者調査発表においても挺身隊について言及は一切せず、七万九千人の徴用者だけを議論に挙げた。(中略) 日本政府の事実究明努力が足りないのは遺憾であるが、特に挺身隊について言及がなかったことは日本人の良識を疑わせる。(中略) 金氏の証言を契機に我々は日本政府が挺身隊問題に対する公式認定と謝罪、賠償にケチをつけてはいけないと考えており、我が政府も歴史の陰に隠された犠牲者たちのための慰霊碑建立など政府次元の対策に積極的でなければならぬだろう。(국내 최초의 정신대 증언)」「国内最初の挺身隊証言」『朝鮮日報』一九九一年八月一六日朝刊第三面」

「言葉では韓日善隣友好協力を叫びながらも韓国人被害者の真相調査と謝罪・賠償など、具体的な植民地支配の清算要求では六五年の請求権協定を掲げて一蹴してきたのが、日本政府の一貫した態度であった。(中略) 日本政府は、韓国政府のこのような戦後賠償追加提案に誠意ある姿勢で応じなければならぬのは議論の余地がない。(일본의 배상책임, 정부가 앞장서라)」「日本の賠償責任、政府が率先しろ」『ハンギョレ新聞』一九九一年八月一六日朝刊」

「一言で言えば、日本政府は首相の訪韓など、韓国民の機嫌をとるときは『調査する』と名だめながら、『日本政府の不介入』という基本的な立場には変わりがないのである。(中略) 去る一〇日、金ソグ外務部アジア州局長が川島駐韓日本公使に加藤官房長官の『日本政府挺身隊無関係』発言について遺憾を伝え、日本の前進的な態度を要求したのは、その間この問題を無視してきた政府としては一歩進んだ態度と云えるのである。(『정신대 보상』 교섭 정부가 나서라)」「挺身隊補償」交渉政府が立ち上られ」『ハンギョレ新聞』一九九一年二月二五日朝刊」

実名での証言が揃い、裁判所に提訴までされている状況で「政府は慰安婦問題に関わっていない」という主張を繰り返し謝罪や補償に応じようとするしない日本政府に対して強い憤りを覚えながら、真相究明については言葉だけで具体

的な調査に出ない日本政府を疑う「日本政府不信」フレームが踏襲されている。加藤官房長官は、韓国政府の真相究明要求を受けてから二日後の一月二日、従軍慰安婦問題に日本政府が関与していた可能性を事実上認める形で「資料の発掘を含め正確に調査する」旨を表明しているが、表明後の二五日の『ハンギョレ新聞』でも日本政府に対する疑いは払拭されていない。また、韓国政府寄りの『朝鮮日報』では幾分懐柔な表現になってはいるが、金学順の証言以前から慰安婦問題に熱心であった『ハンギョレ新聞』では真相究明要請後も「韓国政府の不作為」フレームが、同問題に対する韓国政府への不信感の表出や責任追及といった形で一部残存している。

(三) 『朝日新聞』の「軍関与」報道から「第二次加藤談話」まで（一九九二年一月二日～七月六日まで）…「謝罪・補償」フレーム

尹貞玉のコラムをきっかけに一九九〇年一月には挺対協が成立し、翌年には実名での証言から東京地裁への提訴にまで発展した。さらに九二年一月八日には挺対協がソウルにある日本大使館前で初めて問題解決を求める「水曜デモ」⁽⁴⁴⁾を行うなど、従軍慰安婦問題は韓国世論の関心を着実に集めていたことは確かだった。しかしこの時点での韓国社会の動きは限定的であり、初回の水曜デモに参加していたのは三〇名程度でその大部分が挺対協の関係者であった。⁽⁴⁵⁾問題そのものは拡大しつつも比較的穏やかだった韓国世論を刺激したのは『朝日新聞』の「軍関与」報道であった。当時官房長官であった加藤紘一は、九一年二月の金学順らの東京地裁提訴に際して、従軍慰安婦に関して「政府が関与した資料は見つかっていない」という趣旨の声明を出していたが、本報道により軍や政府の関与を否定するような日本政府の従来までの見解は全面的に覆され、九二年一月一三日には加藤官房長官が「軍の関与」を認め「従軍慰安婦問題に関する談話」を発表するに至った（「第一次加藤談話」）。これを機に挺対協をはじめ韓国の世論は一気に攻勢を強め、日本軍・政府が慰安婦を強制的に動員したという認識を強めながら以下のような報道を繰り返し

げた。

「日本政府は半世紀が経った現在までも挺身隊問題を無視し、なかったことと見なして来た。謝罪や補償はおろか挺身隊の存在さえ認定していなかった。(中略) 日本政府は、これに対する補償は、もちろん真相究明さえ忌避している。六五年の韓日国交正常化時に既に被害補償を終えているというのが、日本の主張である。(中略) しかしこの問題は決して一言二言の形式的な謝罪で終わらせ見逃しておいて良い事案ではない。徹底した真相究明と適切な補償があつて然るべきである。(「사과하고 보상하라 / 공식 확인된 일명 신대」) 「謝罪して補償しろ / 公式確認された日挺身隊」 『京郷新聞』 一九九二年一月二日朝刊」

「日本軍が慰安所の設置および挺身隊(従軍慰安婦)の募集などを指示監督していた事実が当時の資料を通じて最初に立証されたというニュースである。非常に嬉しく意味深いことである。もうこれ以上日本政府はこの問題に関して責任を回避する道理がなくなくなった。(中略) 日本政府はこれを契機に謝罪と補償、そして徹底した真相調査を通じて魂を慰勞するなど、反省と懺悔の姿勢を見せなければならぬ。(「정신대 에 종지부를 찍자」) 「挺身隊に終止符を打とう」 『朝鮮日報』 一九九二年一月一三日朝刊第三面」

「日本政府が初めて過誤を公式認定・謝罪し、また韓国と日本で日本政府の関与事実を立証する明白な証拠資料と証言が次々現れているこの良い機会に挺身隊被害賠償の可視的糸口を得ることができないのは韓国政府の消極的対応に、さらに大きな責任がある」と見る。(中略) 結論的に言えば、両国政府は各々異なる利害関係の上で六五年の請求権協定を柱に頑強な基本立場を固守している。我々はこの時点で六五年の韓日基本条約を再検討する必要を感じている。(「한일 기본조약 바로 잡아야 / 정신대 배상 은 양보할 수 없습니다」) 「『韓日基本条約』すぐに正さなければならぬ / 挺身隊補償は譲歩できないこと」 『ハンギョレ新聞』 一九九二年一月一八日朝刊」

「挺身隊問題が議論に挙がってから二年になっても首相訪韓時の韓国民の激しい抗議を取り繕う手段として『調査する』と言葉で、だけ、繰り返して来た日本が、果たして、ど、だけ、誠実な調査資料を提示するのか見届けよう。(中略)日本の賠償の可否とその水準は全的に韓国政府の努力にかかっていると思う。特に政府が肝に命じなければならぬことは韓日の過去の清算が挺身隊問題にだけ極限されてはならないということである。挺身隊は過去清算の糸口であるだけで、その他に六五年の韓日協定において議論に挙がらなかった強制徴用者と原爆被害者、戦犯被害者、サハリン同胞問題など、広範囲にわたる日帝の被害者対策を包括しなければならぬ。したがって政府は、六五年の請求権協定の改正を強力に要求しなければならぬ。(정신대 배상 구체적 일정 제시하라)」「挺身隊補償具体的日程提示しろ」『ハンギョレ新聞』一九九二年二月九日朝刊」

韓国各紙は『朝日新聞』の報道により明らかになった日本軍や政府の関与といった事実を厳しく糾弾しながら日本政府に真相究明と公式的な謝罪や補償を求め、「謝罪・補償」フレームを展開している。また『ハンギョレ新聞』や『京郷新聞』は同事実を日韓の補償問題の前提を覆し得る重大な事実と捉えており、一九六五年の日韓請求権協定の再検討にまで言及している。このような韓国世論の加熱を受けて、日韓間の植民地支配に伴う補償問題は国交正常化時の条約と付属協定により「完全かつ最終的に解決した」と、これまで日本政府と歩調を合わせ「不作為」を指摘されていた韓国政府も、結果的に宮沢首相帰国後の一月二二日には「適切な補償などの措置取る」よう求めるに転じ、慰安婦問題はいよいよ混沌とした状況に向かっていった。

(四) 「第二次加藤談話」から「河野談話」まで (一九九二年七月七日～一九九三年八月四日) …「誠意ある措置」フレーム

宮沢首相の帰国直後に韓国政府が態度を変更したことで、宮沢首相の訪韓「謝罪外交」の思惑は脆くも崩れ去った。

一連の「謝罪外交」は、仮に日本政府の直接的な責任を示す資料などが出てきたとしても、国交正常化時に締結した条約と付属協定が存在する限り日本政府に追加的な補償などは生じないとの認識の下で行われていたため、日本政府も方針の転換を迫られることになった。時期を前後するが、日本政府は『朝日新聞』の報道直後、宮沢首相訪韓前(一九九二年一月一四日)の段階で既に「補償に代わる措置」を検討することを発表しており、宮沢首相訪韓の際には以前に見られたような抽象的で曖昧な謝罪ではなく、慰安婦の被害者たちに対して具体的に謝罪を述べ、慰安婦問題について調査することを約束している。このような経緯から日本政府は今後の対処に関する歴史的根拠の確定のためにも従軍慰安婦に関わる歴史的事実を究明する必要がある、資料収集などに追われた。しかしこの時に収集された一二七件の資料によっても日本政府の明確な法的責任を示す資料は発見されず、当初の予見を裏切られた日本政府は「朝鮮半島出身者のいわゆる従軍慰安婦問題に関する内閣官房長官発表」(「第二次加藤談話」⁴⁸)の中で「政府の関与」といった既知の事実を繰り返すに至った。このような調査結果を受けて韓国世論の日本に対する不信感⁴⁹は以下の報道のように益々広がっていった。

「日本政府は、挺身隊問題について既に保管していた資料一二七点を公開、旧日本軍を含む政府が関与したことを認めながら謝罪と反省の意を表明したに留まった。彼らは日本軍・政府が挺身隊員を強制的に動員した事実を否認しながら、また今後の対策についても曖昧な立場をとった。したがって挺身隊に関する加藤長官の公開・謝罪発言はこの問題の解決に何の役にも立たないと評価される。(中略) この問題についても日本の率直な事実認定と真の反省がないならば補償は意味がなく、韓日関係は、摩擦と葛藤を払拭することはできない。(마지못한 정신과 시인)」「やむを得ず挺身隊は認」『朝鮮日報』一九九二年七月八日朝刊第三面」

「日本政府の関与事実を認めながらも強制性の部分は根拠資料がないという言い訳を掲げ巧みに言い逃れをしている。従軍慰安婦問題に対するこのような不誠実な日本政府の態度が直らない限り彼らが話す『未来志向的な新しい韓・日関係の構築』は単なる言葉遊びに終わるしかない。(中略) 日本政府のより誠意ある真相調査と被害当事者に対する十分な補償措置を期待する。」
 (『자진해 위안부 댜단 말인가』「自ら慰安婦になったという話なのか」『京郷新聞』一九九二年七月八日朝刊)」

「問題は慰安婦の『募集』または徴集過程で現れた強制力行使の部分についての究明意志が不充足であるところにある。(中略) このような日本に真相究明のための誠意ある調査と、先だつた謝罪の意を充分に示すことができる誠意ある措置を催促すると言つて、果たしてどのような反応を得られるのだろうかという懷疑は、事実、捨て難い。(『대일 배상요구 정부가 나서라』, 위안부 만행, 우리가 규명해야』「対日補償要求政府が立ち上げられ」『慰安婦蛮行』我々が究明しなければ)』『ハンギョレ新聞』一九九二年八月二日朝刊」

「強制連行」など日本政府の明確な法的責任を示す資料がいづれ発見されることを予見していたのは韓国側も同様であった。しかしそのような資料は発見されず、「第二次加藤談話」も期待外れに終わった韓国側は「あるはずの資料が出て来ないのは日本政府が誠意をもって調査をしていないから」、「誠意なき日本政府にはそもそも問題解決の意志がない」、「強制を否定し言い逃ればかりする日本は何も反省していない」という印象を強めていった。そしてこのような印象が結果的に「日本の謝罪は言葉だけで、(慰安婦をはじめとした歴史認識) 問題の解決には日本の誠意ある措置(真相究明と謝罪、付随措置)が必要だ」という理解を韓国社会に定着させ、そのような理解は「誠意ある措置」フレームとして表出した。

(五) 「河野談話」後の展開(一九九三年八月五日～一九九七年一月一日)…「法的責任を回避する日本」フレーム

『朝日新聞』の報道と日本政府自身による「代替措置」の発表、宮沢首相訪韓後の盧泰愚政権による補償要求により対応を迫られてきた日本であったが、一九九三年二月に誕生した金泳三政権は発足早々の三月一三日に「従軍慰安婦問題は日本側の真実を明らかにすることが重要であり、日本に物質的補償は求めない代わりに韓国政府の予算で補償を行う」旨を明らかにした。⁽⁴⁹⁾ この発言は、「補償問題は国交正常化時に解決済み」とする日本政府の見解と合致する好意的なものであり、それまで「証言では立証にならない」と拒否していた韓国在住の従軍慰安婦被害者たちへの聞き取り調査を実施することとし、⁽⁵⁰⁾ それらの調査結果と日本の立場を最終的に「河野談話」として発表した。

「河野談話」の評価は韓国内でも様々であった。韓国の中央紙は、『京郷新聞』が「日本政府が慰安婦動員の強制性を公式に認めた部分はそれなりに良かった」と評価したほか、『朝鮮日報』も「日本政府の公式的な謝罪として受け入れることに大きな問題はないようだ」と比較的好意的に受け止めるなど、概ね「強制性」を認めた部分については評価しつつそれが一部であって完全ではないことについて疑心を抱いたり注意を払ったりするといった論調に留まっておき、「河野談話」に真っ向から反対したのは慰安婦問題に熱心であった『ハンギョレ新聞』くらいであった。一方、被害者支援団体の評価は厳しく、調査に協力した太平洋戦争犠牲者遺族会でさえ「日本政府の介入については曖昧に認めたただけだ」と非難し、挺対協に至っては「問題の本質を回避したまま調査を終えようとしている」ものとして「河野談話」を酷評した。⁽⁵³⁾ 他方、韓国外交部の当局者は「わが国政府の意見を相当水準に反映したものだ。今後、この問題を両国間の外交問題にしない」、「韓日間の最大の障害物が解消された」と表明するなど、⁽⁵⁴⁾ 韓国政府はこの談話に高評価を下した。このように「河野談話」に対する理解は各主体によってまちまちであったため、同談話につい

ては韓国社会の価値観や理解を反映した特定のフレームは形成されなかった。⁵⁵⁾

「物質的補償は求めない」との発言以来示された金泳三政権の慰安婦問題解決に向けたリーダーシップは「河野談話」後も継続し、細川政権（九四年四月まで）と金泳三政権の間では日本側が過去の歴史に対する反省や謝罪を述べた。韓国側がそれを評価することが繰り返された。さらに村山政権に変わった九五年六月には、それが渡辺美智雄副総理の「日韓併合条約は円満裏につくられた国際的条約であり、国際的にも合法であったとするのが政府の立場だ」という趣旨の発言があつてから一〇日程しか経っていなかったにもかかわらず、日本側の「アジア女性基金」設置について「当事者たちの要求がある程度、反映された、誠意ある措置⁵⁶⁾」と評価した。

しかし一九九六年二月に国連に提出された「クマラスワミ報告⁵⁷⁾」の内容が明らかになると、状況は少しずつ変化していく。同報告は、従軍慰安婦に関する日本政府の法的責任の認定や被害者個人々々に対する補償金の支払いなどを勧告した上、勧告とは別に「アジア女性基金」についても「日本政府の道德的懸念の表れであるが、法的責任の否定の表明である」と言及している。日本側は官房長官が直ちに「法的に受け入れる余地がない」との趣旨で同報告を否定するとともに、国連人権委員会での採択をめぐる反論書の配布や報告を非難する非公式文書の配布に明け暮れた。対する韓国側は会議後に「韓国政府の重大な政策転換を意味しない」としつつも、九六年四月の国連人権委員会の場で日本に対し「クマラスワミ報告」の受け入れを要求し、ここに二〇一五年の「慰安婦合意」まで続く慰安婦問題を仲立ちとした韓国による国連の場での日本非難が本格化した。「クマラスワミ報告」と日本政府の一連の対応を受けて韓国では以下のような報道がなされた。

「今まで歪曲された歴史観と詭弁で、「従軍慰安婦」に対する責任を否認して来た日本の主張は最も権能のある国際機構の客観的調査報告によりこれ以上立つ瀬がなくなった。（中略）韓国をはじめとしたアジア諸国の数多くの女性たちが最も重要な人権を

蹂躪されたことが厳然たる事実であり、そのような蛮行を過去の日本の公権力が恣行したという証拠も充分に提示されている状態だ。日本政府はそれに反(反証)を出せないのに法的責任がないという主張だけ繰り返す。(『일본에서 국가배상』을 오라가라 보전복지부, 구복을 임어라』) 『日本は『国家賠償』を二転三転 保健福祉部『軍服を着ろ』』 『朝鮮日報』一九九六年二月八日朝刊第三面』

「報告書の内容は、これまで、国家次元の賠償を拒否し、民間募金による『慰労金』で問題を解決しようとしていた日本政府の立場を全面否定することになっている。(中略) 日本の官房長官は『法的に受け入れる余地がない』という言葉で国家次元の賠償に応じないという点を明らかにしている。日本政府のこのような立場はこの問題を実質的解決よりは、『外交的修辭』でごまかそうという従来の立場をそのまま踏襲したのと相違ない。(『위안부』에 책임이 없었다는 일본』) 『慰安婦』に責任ないという日本』 『京郷新聞』一九九六年二月八日朝刊』

「日本政府が各国を相手にこの報告書の採択を拒否するようロビーに着手して来たという噂も聞こえる。最近日本が民間団体を使つて来たる七月までに慰安婦個人にいくらかの慰労金を渡すよう手配することで問題を解決しようとしたのも慰安婦問題解決に誠意を尽くしているという印象を国際社会に植え付けようという作戦の二環だったと分かる。(『위안부』는 일본 정부의 책임이다』) 『慰安婦』は日本政府の責任である』 『ハンギョレ新聞』一九九六年四月一九日朝刊』

報告の内容と日本政府の対応から、従軍慰安婦問題について日本政府が未だ法的責任を否定していることが改めて明らかとなり、それが「法的責任を回避する日本」フレームとして表出した。またそのような社会的理解から「アジア女性基金」についても法的責任回避のための手段とみなされるようになっていき、最終的には「法的責任を回避するための民間基金」という理解がなされていった。九六年六月に首脳会談と並行して開かれた日韓外相会談では「で

きる限り被害者らの納得を得られる解決を期待したい」と「アジア女性基金」による解決について韓国政府が難色を示し始めた。そして同年七月に基金関係者が挺対協など基金の受け取りを拒む関連団体や被害者との接触について韓国政府に面談を申し入れたが、「民間基金」を受け入れることはできないとの見解が示されたのみで、これ以降韓国政府が同基金による慰安婦問題の解決について日本政府や基金に協力的になることはなかった。

五 メディア・フレイムの誕生と変容、問題解決の挫折

金学順の証言から「アジア女性基金」の韓国での事業実施までは約五年半という期間であったが、この間に従軍慰安婦問題をめぐる局面は目まぐるしく変化し、それに伴って韓国内には様々なメディア・フレイムが誕生し、変容した。

尹貞玉のコラムが掲載されてから金学順の証言があるまでは「日本政府不信」フレイムと「韓国政府の不作為」フレイムが優勢であった。「日本政府不信」フレイムが優勢だった要因には、当時の韓国社会が従軍慰安婦問題そのものには無関心であった代わりに、同問題を「強制徴用」問題の一環として捉えていたことがあった。この時期の韓国では「強制徴用」被害者の提訴が相次いでおり、日本政府は追加的な補償が生じることのないようにその責任の回避に奔走した。韓国側の再三の要求にもかかわらず、調査拒否や責任回避をする日本政府の姿が韓国社会に不信感を抱かせた結果、「日本政府不信」フレイムが誕生した。そして日本政府のこのような対応は、金学順の証言により慰安婦問題そのものへの関心が高まった後も、責任回避の対象が「強制徴用」から慰安婦にすり替わっただけで基本的に変わることはなかった。そのため、『朝日新聞』の「軍関与」報道があるまで同フレイムは踏襲された。一方で「韓国政府の不作為」フレイムについては、「強制徴用」問題や慰安婦問題に関して被害者の具体的な救済に動き出さな

い韓国政府の対応によって見出された。韓国政府は慰安婦問題が「強制徴用」問題の一環として捉えられている時期から、会談などを通じて日本政府に口頭で真相究明などを要求してはいたものの、結果的に拒否され状況が一向に進展しないということを繰り返しており、このことは韓国民に政府対応に関する不満を抱かせるには充分であったし、場合によっては韓国政府が日本政府と歩調を合わせているようにさえ映った。そして日本の真摯な対応を引き出せない責任は、実名での証言が揃い提訴までされている状況においても従来と大差のない対応を繰り返す韓国政府にも見出され、その不満は日本政府の対応への不信感と並行する形で「韓国政府の不作為」フレームとして表出した。

続いて、『朝日新聞』の「軍関与」報道から「第二次加藤談話」までは「謝罪・補償」フレームが優勢であった。このフレームが優勢だった要因には、当時の日韓両国において慰安婦問題に関する「政府や軍の『関与』」「責任」と理解されていたことがあった。⁽⁶⁰⁾ 日本政府は、慰安婦問題が「強制徴用」問題の一環として議論されていた頃から、日本政府が「強制徴用」には関わっていないことを理由に責任や違法性を否定し、「強制徴用」をしたのは民間業者であることを理由に政府による調査や真相究明を拒否してきた。そのため韓国社会はこの二点を突破することが日本政府に補償を求めるにあたって非常に重要な関門であると理解していた。『朝日新聞』の「軍関与」報道はこの双方を否定するものであり、日本政府にはもはや責任回避や真相究明を拒否する道理がなくなったとして、韓国社会は日本に謝罪や補償を強く求めるようになっていった。また、同報道から五日後の宮沢首相訪韓を見据えて、報道の三日後（一九九二年一月四日）に日本政府が「補償に代わる措置」を検討することを発表したことや、⁽⁶¹⁾ 実際に訪韓した宮沢首相が首脳会談で謝罪の言葉を繰り返し、⁽⁶²⁾ なす術もなく平謝りを繰り返した姿も「謝罪・補償」フレームを後押し・強化した。世論の加熱を受けた韓国政府は立場を改め宮沢首相帰国後の一月二日には適切な補償などを求めるに転じた。

そして、「第二次加藤談話」から「河野談話」までは「誠意ある措置」フレームが優勢であった。このフレームが

優勢だった要因には、「強制連行」などの従軍慰安婦の動員過程における違法行為に日本政府が直接関与したことを示す資料は比較的容易に発見されるだろうという日韓両国政府の予見や期待があった。既に補償の代替措置を行うことを発表していた日本政府はこの予見を前提に今後の対処に関する歴史の根拠の確定に邁進していた。しかし予見していた資料は発見されず、談話でも「政府の関与」の言及に留めざるを得なかった。期待を裏切られた韓国政府は談話の直後に調査を行い、証言や状況証拠を根拠に「事実上の強制連行があった」と反論した。⁽⁶³⁾以後、韓国政府や社会は「第二次加藤談話」を日本政府の誠意を欠いた調査の結果と見なすようになり、このような理解が「誠意ある措置」フレームの表出に繋がっていった。

ここで発生した認識の相違により慰安婦問題が益々混沌としていく中で、金泳三政権が突如日本に協力的な発言を行ったのにはそれなりの理由が存在した。それは北朝鮮による核拡散防止条約（NPT）からの脱退表明（一九九三年三月二日）、いわゆる米朝核危機の発生であった。金泳三大統領の発言はこの翌日になされている。すなわち朝鮮半島にもたらされた核兵器という新たな危機が、韓国と同様に米国の同盟国であり北朝鮮の核兵器を脅威と感じる日本との協力の必要性を生じさせ、慰安婦問題を解決させる方向に舵を切らせたということである。実際に韓国政府は北朝鮮のNPT脱退表明を受けて「米国や日本など友邦国と外交的な関係を強化」する方針を固めており、発言後韓国政府内では「日本に物質的補償を求めない」ことも再確認されている。⁽⁶⁴⁾

金泳三政権の方針転換により日韓両国政府は従軍慰安婦問題を一気に収束させる方向に動き、その結果として「河野談話」が発表された。「河野談話」については韓国国内で画一化されたフレームは形成されなかったが、この要因は当時の韓国社会の「強制」や「違法行為」に関する考え方があった。当時の韓国社会は、「強制」「違法行為」と捉えており、従軍慰安婦問題について日本側に「強制」、すなわち「違法行為」が存在したことさえ認めさせてしまえば、補償や責任追及は比較的容易にできるといった漠然とした考え方が蔓延していた。「河野談話」はこの「強制」

について各主体によって如何様にも解釈できる表現を用いており、韓国内で評価が割れるのは当然であった。

米朝核危機によりもたらされた金泳三政権のリーダーシップは暫く継続したが、米朝枠組み合意（九四年一〇月）や朝鮮半島エネルギー開発機構（KEDO、九五年三月）の開設などにより北朝鮮情勢が落ち着きを取り戻していく中で、韓国政府が日本と協力するインセンティブも少しずつ失われていった。また渡辺副総理や村山首相のように、当時の村山政権下で日韓併合を合法と見る発言が日本政府高官から度々呈されたことも、日本との協力の余地を徐々に狭めていった。「クマラスワミ報告」は「法的責任を回避する日本」フレームを誕生させたが、同フレームが誕生した背景には、このような韓国政府の日本政府と協力するインセンティブの低下と、日本政府による同報告の明確な否定、すなわち慰安婦問題をめぐる違法性や法的責任の否定があった。「河野談話」はこの違法性（強制）の部分が曖昧だったため特定のフレームを形成し得なかったが、「クマラスワミ報告」に対する日本政府の対処はこの点を明確にし、「法的責任」の重要性を際立たせる効果を生んだ。そしてここで形成されたフレームは、「法的責任を回避するための民間基金」であるとして、既に設立済みであった「アジア女性基金」に対する韓国社会の信頼を大きく損ねることに繋がり、「アジア女性基金」という民間基金による慰安婦問題の解決を受け入れ難いものとしていった。

本来、法的責任と道義的責任の優劣をつけるのはそれほど容易なことではなく、実際、慰安婦問題で民間基金による解決が目指された背景には、日韓間の過去の請求権に関する日本政府の立場も然ることながら、日本の侵略戦争と植民地支配への反省と償いは、政府だけに委ねるべきではなく、日本国民全体がかかわる仕組みをつくらなければならぬ⁽⁶⁶⁾という道義的な考え方があった。しかし慰安婦問題については、先のフレームにも見られるように道義的責任よりも法的責任が重視されている。法的責任が道義的責任よりも優れていると言える点は、自己の主張を国家・政府に強要できる点である⁽⁶⁷⁾が、このような自己主張の強制実現が期待される背景には、「日本政府不信」フレームに見られるような韓国社会の日本政府に対する慢性的な不信感がある。すなわち韓国社会は、「日本政府が言う道義的責任

やそれを実現するというアジア女性基金は到底信用できないため、司法府で戦い、世論やメディアの力で日本政府を屈服させよう⁽⁶⁸⁾という考えを漠然と抱き、法的責任を重視していたということである。

韓国社会のそのような理解の一方で、日本政府は、慰安婦問題にかかる一連の交渉において道義的責任に基づく「アジア女性基金」の償い以上の行動はとらない、というスタンスから一歩も動こうとしなかった⁽⁶⁹⁾。それは、国家補償に応じることは慰安婦問題を日韓間の過去における請求権に関わる問題で「完全かつ最終的に解決した」ことの「例外」と認めることと等しく、同様の論理により次々と「例外」が増えていく可能性があるためであった⁽⁷⁰⁾。また韓国国内で「アジア女性基金」に代わる被害者たちの納得のいく措置が求められていく中でも、基金を進んで受け入れようという被害者らが確かに存在していたことも基金を実施に踏み込ませた。しかし「民間基金」法的責任の回避」という支配的な認識を克服できずに行われた基金の事業は当然謝罪とみなされることもなかった。そればかりか、日本側には形はどうであれ「償い・謝罪をした」・「慰安婦問題はアジア女性基金で解決した」という認識を生んだ一方で、韓国側には、社会が受け入れられない形式では「償い・謝罪にならない」・「慰安婦問題はアジア女性基金では解決していない」という認識を生み、むしろ両国の認識の差を増幅させた。結果的に、物質的補償の否定発言、「河野談話」への高評価、日韓併合法発言を度外視した「アジア女性基金」設立に対する良好な評価など、韓国社会の理解を慰安婦問題解決の方向に導こうとしていた金泳三政権前半の努力も虚しく、慰安婦問題は「河野談話とアジア女性基金により解決された」という認識を獲得できずに終わった。むしろ政権後半には挺対協に代表される韓国世論を慮るようになっていき、最終的には「アジア女性基金による解決は受け入れられない」という共通の理解が韓国国内に形成されていった。このような一連の政治社会的過程を経て、「河野談話」と「アジア女性基金」といった従軍慰安婦問題解決のために日本側が用意した枠組みは徹底的に破壊され、以後同問題は長年にわたり日韓関係の障壁として立ちだかることとなった。

六 おわりに

従軍慰安婦問題を「強制」を巡る日韓の歴史認識の違いの問題であると見れば、「第二次加藤談話」がその起源となるだろう。すなわち『朝日新聞』の「軍閥与」報道により歴史的事実を究明していく過程で日本政府は資料収集に励んだものの、日本政府の明確な法的責任を示す資料が発見されなかったため、日本側はこの資料の不在をもって「強制（連行）」という違法行為はなかったという認識を形成していったのに対し、韓国側は被害者の証言を重視して「強制（連行）」という違法行為はあったという認識を形成していったことで歴史認識の違いが生まれ、これが紛争化していったことである。日韓両国政府はその後も問題解決に向けて努力したが、「河野談話」も「アジア女性基金」も慰安婦問題における日韓の問題解決を達成することはなかった。

そして、「河野談話」・「アジア女性基金」という日本側が解決のために用意した枠組みを破壊し、慰安婦問題を慢性的に紛争化させた原因は、「クマラスワミ報告」だったと言えるだろう。同報告により「民間基金」方式が否定され、「国家補償」や「法的責任」の認定が要求されるようになったが、これは日本政府からしてみれば譲歩できない一線を破らない限り達成できないものであった。一方の韓国政府は同報告および報告によって形成されたフレーム、さらには日本と協力するためのインセンティブの低下により、「アジア女性基金」による解決について着実にリーダーシップをとれなくなっていった。以後、韓国政府は、国家補償は求めないと日本政府の立場を尊重しつつも、支援団体の求めに応じて被害者たちの納得のいく誠意ある措置は要求し続けるようになった。結果的に日本側は韓国社会の望まない「民間基金」による償いをそのまま実施し、最終的に慰安婦問題について「償い・謝罪をした」・「アジア女性基金で解決した」との認識をもつようになっていたのに対し、韓国側は社会が受け入れられない方法での償い

では償いや謝罪をしたことにはならないとの観点から「慰安婦問題はアジア女性基金では解決していない」という認識をもつようになり、本論文の言う萌芽と展開で生まれた日韓間の様々な認識・理解の違いが慢性的な対立・紛争を生むこととなった。

- (1) 従軍慰安婦という用語は現在でこそ一般化している用語と言えるが、戦前の日本の公文書には出現しない用語である。本論文では、本文中は一般名詞化したものとして扱い「」は用いながったが、章節のタイトル・見出しで本用語を用いる際には客観性保持の観点から「」を施した。
- (2) 金学順の証言の前段階として、一九九〇年一月四日、尹貞玉梨花女子大学教授が「이화여대 유정옥 교수 정신매, 원혼자 린발자취 취재기」(「梨花女子大尹貞玉教授「挺身隊」怨霊漂う足跡取材記」)という表題のコラムを『ハンギョレ新聞』に掲載した。同コラムは合計四回にわたって掲載され、韓国メディアで初めて従軍慰安婦問題が注目を集める契機となった。
- (3) 東郷和彦『歴史認識を問ひ直す』(角川書店、二〇一三年)、一五三頁。
- (4) タスクフォースのメンバーや検証結果については、韓・日日本軍慰安婦被害者問題合意検討タスクフォース「韓・日日本軍慰安婦被害者問題合意(二〇一五・一二・二八) 検討結果報告書」に詳しい。また、TFの調査結果の発表を受けて、韓国政府は日本に再交渉を求めないながらも二〇一五年末の「慰安婦合意」で慰安婦問題が解決したことはないという立場をとっている。
- (5) 本論文で言うところの「強制」や「強制性」とは、「河野談話」にもあるような「総じて意に反して行われ」たであろう事実の総称を指すものであり、いわゆる「強制連行」などの狭義的な事実のみを指すものではないものとする。
- (6) 韓国語の「歪曲」には「事実と異なる」という意味以外に「あるべき姿でない」という意味もあるため、その点には注意を払う必要がある。
- (7) 「慰安婦問題を巡る日韓間のやりとりの経緯」河野談話作成からアジア女性基金まで」平成二六年六月二〇日(www.mofa.go.jp/files/000042173.pdf) (最終閲覧日二〇一九年二月四日)、一五頁。
- (8) 代表的な論点としては、①強制連行の有無や就労における強制の有無など、慰安婦の「強制性」の有無、②「強制」の定

- 義、③募集方法、④日本政府や日本軍の責任の所在や有無、⑤慰安婦の人数や規模、民族構成、⑥慰安婦の状況や生活の実態の過酷さ、⑦慰安婦と公娼の違い、⑧日本軍慰安婦制度と類似する制度の他国における存在の有無や、そのような他国の制度と日本軍慰安婦制度との比較、⑨元慰安婦の証言の信憑性などがある。
- (9) 吉見・林の代表的著作としては、吉見義明・林博史編著『日本軍慰安婦…共同研究』（大月書店、一九九五年）がある。この他にも単著として、吉見義明『従軍慰安婦』（岩波書店、一九九五年）や『従軍慰安婦』をめぐる三〇のウソと真実』（大月書店、一九九七年）、林博史『日本軍「慰安婦」問題の核心』（花伝社、二〇一五年）などが挙げられる。一方、秦や西岡の代表的著作には秦郁彦『慰安婦と戦場の性』（新潮社、一九九九年）、西岡力『よくわかる慰安婦問題』（草思社、二〇〇七年）などがある。彼らに限らずこの他にも尹明淑『日本の軍慰安所制度と朝鮮人軍隊慰安婦』（明石書店、二〇〇三年）、崔吉城『朝鮮出身の帳場人が見た慰安婦の真実』（ハート出版、二〇一七年）、C. Sarah Soh, *The Comfort Women: Sexual Violence and Postcolonial Memory in Japan and Korea* (Chicago: The University of Chicago Press, 2008) など、国内外も含め多種多様な研究が存在する。
- (10) 論争はあるものの、秦ら一部の例外を除き（日本人も含む）研究者の間では、慰安婦が旧日本軍による犯罪的行為であり、日本側の責任を重く受け止める方向で議論されるのが一般的である。
- (11) この時期に韓国で女性運動が盛んに行われた背景のうちの一つとして日本人による「妓生観光」があった。「妓生観光」に関する詳細は、공덕귀『기생관광실태 조사보고』(새가정사, 19984년)、「コン・ドッキ」『妓生観光実態調査報告』（新家庭社、一九八四年）に譲る。また日本では既に七〇年代から千田夏光『従軍慰安婦——声なき女、八万人の告発』（双葉社、一九七三年）など、従軍慰安婦を題材とした研究が存在しており、千田の著書は韓国語にも翻訳された。しかし、当時の韓国ではほとんど話題にならなかった。
- (12) 上野輝将「日本軍性奴隷制（「従軍慰安婦」）問題と最近の動向」『女性学評論』第二〇号（二〇〇六年）、四三～六七頁など。
- (13) 上野千鶴子「ポスト冷戦と「日本版歴史修正主義」日本の戦争責任資料センター編「シンポジウム ナシヨナリズムと「慰安婦」問題」（青木書店、二〇〇三年）、一〇三～一〇四頁。
- (14) 例えば「産経新聞」は、「朝日新聞」の慰安婦関連の特集記事を「問題のすり替え」と批判するために「女性問題」を利用している。「慰安婦問題、核心は変わらず」河野談話、吉田証言に依拠せず』『朝日新聞』二〇一四年八月二八日朝刊第三

- 面。「朝日、また論点すり替え『慰安婦問題核心は変わらず』再び特集記事」『産経新聞』二〇一四年八月二九日大阪朝刊第一面。
- (15) 問題発生当時の日本において「挺身隊」とは主に勤労のために動員された(女子)挺身隊を指していた。しかし当時の韓国では動員された労働者を意味する「挺身隊」と性労働者である「従軍慰安婦」が混同して認識されていたため、被害者支援団体である「挺身隊問題対策協議会」も「挺身隊」の名を冠している。同様の混同は日本でも見られたが、現在二者は区別されており、韓国においても「挺身隊」を指すときくらいにしか用いられない。またこのような事実から、本論文内でメディア・フレーム分析を行うための記事を検索する際には「挺身隊」・「慰安婦」共に検索にかけている。
- (16) 김정란 「일본군 「위안부」 운동의 전개와 문제 인식에 대한 연구」(이화여자대학교 박사논문, 2004년)。「金ジョンラン」『日本軍「慰安婦」運動の展開と問題認識についての研究』(梨花女子大学博士論文、二〇〇四年)。
- (17) 김정란 「일본군 「위안부」 운동에 나타난 민족주의적 성향」『철학사학회지』(철학사학회지 2006년 6호), 108-118페이지。「金ジョンラン」『日本軍「慰安婦」運動に現れた民族主義的傾向』『哲学と現実』(哲学文化研究所、二〇〇六年六月)、一〇八〜一一八頁]。
- (18) 木村幹 『日韓歴史認識問題とは何か——歴史教科書・「慰安婦」・ポピュリズム——』(ミネルヴァ書房、二〇一四年)。
- (19) Jennifer Lind, *Sorry States: Apologies in International Politics* (Ithaca, New York: Cornell University Press, 2008); Thomas U. Berger, *War, Guilt, and World Politics after World War II* (New York: Cambridge University Press, 2012).
- (20) 日本の謝罪については、慰安婦を否定するような政治家の発言や閣僚の靖国神社参拝、慰安婦の歴史教科書からの削除など、謝罪後の行動が信憑性を損ねていることを指摘する研究もある。また、シュニファー・リンド (Jennifer Lind) は謝罪を否定するこのような行動を「反動」と呼んでいる。Sefan Engert, “Japan – China and the Two Koreas”, *Apology and Reconciliation in International Relations*, (New York: Routledge, 2016), pp. 237-258.
- (21) リリー・ガードナー・フェルドマン (Lily Gardner Feldman) の「和解には国民と政治家の支持が常に必要であり、その上で、リーダーシップが重要となり、団体や機関が自国政府や相手国政府、場合によっては相手国の社会に様々な働きかけをしながらある種の統一された見解を作っていく」との見解を参照しながら、高島亜紗子がこのことを「政治と社会の語りの一致」と命名している。高島亜紗子「謝罪の形成——第二次世界大戦後の日本とドイツを比較して——」『国際政治』第一八七号(二〇一七年三月)、一一七頁。Lily Gardner Feldman, *Germany's Foreign Policy of Reconciliation* (London:

- Rowman & Littlefield, 2012), pp. 14-17.
- (22) 東郷和彦『歴史と外交——靖国・マシム・東京裁判』（講談社、二〇〇八年）、六七頁。
- (23) Todd Gitlin, *The Whole World is Watching: Mass Medias in Making & Unmaking of the New Left* (Berkeley: University of California Press, 1980), p. 7.
- (24) Robert M. Entman, "Framing: Toward Clarification of Fractured Paradigm," *Journal of Communication*, 43 (4), 1993, p. 52.
- (25) 小池隆太「メディア・フレームの構造について」『山形県立米沢女子短期大学紀要』第四八号（二〇一二年）、六三頁。
- (26) 蒲島郁夫・竹下俊郎・芹川洋一「メディアと政治」改訂版（有斐閣アルマ、二〇一〇年）、一一八頁。
- (27) 鳥谷昌幸「メディア・フレーム論の批判的再検討——「ジャーナリズムと社会的意味」研究のための一考察——」『法学研究』第八九巻第五号（二〇一六年五月）、五〜六頁。
- (28) William A. Gamson, and Andre Modigliani, "Media Discourse and Public Opinion on Nuclear Power: A Constructionist Approach," *American Journal of Sociology*, 95 (1), pp. 1-37.
- (29) 鳥谷昌幸、前掲論文、『法学研究』第八九巻第五号（二〇一六年五月）、一三頁。
- (30) 三谷文栄「日韓国交正常化交渉をめぐるメディア言説の変遷：政治的正当化フレーム分析の観点から」『法学政治学論究』第九一号（二〇一一年二月）、八六頁。
- (31) 三谷文栄、同右論文、『法学政治学論究』第九一号（二〇一一年二月）、八六頁。
- (32) 김병호, 오병연, 「한일 양국과 이산가족의 안락부보」, 『한글서체대학신문』 제 50집 (2015년), 141-168페이지. 「金ドンドン・呉シヨシウォン」『韓日言論と日本軍慰安婦——報道様相およびメディア・フレーム分析——』『日本近代学研究』第五〇集（二〇一五年）、一四一〜一六八頁】。
- (33) 三谷文栄「日本の対外政策決定過程におけるメディアの役割——二〇〇七年慰安婦問題を事例として」『マス・コミュニケーション研究』第七七号（二〇一〇年）、二〇五〜二三四頁。
- (34) 三谷文栄「歴史教科書紛争をめぐるメディア・フレームの分析」日本マス・コミュニケーション学会・二〇一二年春季研究発表会・研究発表論文（二〇一二年）〈http://mass-rohbuun.up.secsaia.net/image/2012Spring_B2_Mitani.pdf〉（最終閲覧日二〇一九年一月二二日）。三谷文栄、前掲論文、『法学政治学論究』第九一号（二〇一一年二月）、八一〜一一三頁。

- (35) 記事の詳細は、「慰安所への軍閥与示す資料 防衛庁図書館に旧日本軍の通達・日誌」『朝日新聞』一九九二年一月一日朝刊第一面。
- (36) 「当事者要求、ある程度反映 日本の元慰安婦への基金構想で韓国評価」『朝日新聞』一九九五年六月一日東京朝刊第三面。
- (37) 前掲文書〈www.mofa.go.jp/files/000042173.pdf〉一八頁（最終閲覧日前掲同日）。
- (38) 従軍慰安婦問題にかかる加藤紘一官房長官の二つの談話を「第一次加藤談話」・「第二次加藤談話」と分ける手法は、木村幹、前掲書に倣った。
- (39) 記事の検索にあたって、「朝鮮日報」については朝鮮日報アーカイブ〈http://srchdb1.chosun.com.kr/sl1lib.ketio.ac.jp/pdf/1_archive/index.jsp〉を用い、その他の新聞についてはBIG Kinds ホームページ〈http://www.bigkinds.or.kr/news/commView.do?BOARD_SN=360〉を用いた。九〇年代以降の新聞についてはBIG Kindsの検索ではページ（面）数が表示されないため、「朝鮮日報」以外の記事については、第何面かは分かる範囲での記載とした。
- (40) これ以前の記事における期間設定キーワード検索が可能な朝鮮日報アーカイブに「慰安婦」で検索をかけてみると、一九四五年八月一日〜一九九〇年一月三日で八九件の記事がヒットするが、全て七〇年代までの記事であり、ここで取り扱われている「慰安婦」は基本的に在韓米軍の慰安婦である。また同期間において「挺身隊」で検索をかけても四〇年代後半の記事が二件、八〇年代の記事が九件と合計十一件がヒットするのみである。そしてどちらの検索についても社説はなく、尹貞玉のコラム掲載以前の韓国で慰安婦問題の関心がそれほど高くなかったことが分かる。
- (41) 並びに同時期は在日韓国・朝鮮人の永住権をめぐる問題も注目されていたため、在日韓国・朝鮮人の法的地位に関するトピックも目立つ。
- (42) 「이제 난 우리 자본주의 문제 (사설)」「今はもう我々の自尊心の問題 (社説)」『朝鮮日報』一九九〇年五月一六日朝刊第三面。
- (43) 「카이후수상 방한과 한일 연합 (사설)」『海部首相訪韓と「韓日懸案」(社説)』『ハンギョレ新聞』一九九一年一月四日朝刊。
- (44) 対協が毎週水曜日にソウルの日本大使館前でデモを行っていたことから後に「水曜デモ」と呼ばれる。二〇一一年一月一日〜四日の一〇〇〇回目のデモの際には、慰安婦問題を象徴する「少女像」が設置された。デモは一九九二年一月八日から

現在も継続して行われている。

- (45) 木村幹、前掲書、一五二頁。
- (46) 木村幹、同右、一六三～一六四頁。
- (47) 「従軍慰安婦問題で「補償に代わる措置」——加藤官房長官が検討表明」『毎日新聞』一九九二年一月一五日期刊第一面。
- (48) 談話全文は次を参照のこと。外務省ホームページ〈<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/aisen/kato.html>〉(最終閲覧日二〇一八年八月二八日)。
- (49) 金泳三政権は、従軍慰安婦問題について補償は求めないとしつつも「誠意ある措置」は求め続けており、新政権の誕生は一九二一年一月以前の状態に戻ったことを意味したわけではなかった。
- (50) 挺対協が聞き取り調査を拒否したため、日本政府は、「太平洋戦争犠牲者遺族会(韓国第二の慰安婦支援団体)の協力を得て、九三年七月二六～二七日にかけて一六名の元慰安婦に聞き取り調査を実施した。
- (51) 「일부은 진심으로 사과하라(서선)」[「日本は心から謝罪しろ(社説)」]『京郷新聞』一九九三年八月五日期刊。
- (52) 「보상은 우리가 하자(사선)」[「補償は我々がしよう(社説)」]『朝鮮日報』一九九三年八月五日期刊第三面。
- (53) 「韓国・市民団体、一層の解明求める 日本募引き姿勢、反発も」『毎日新聞』一九九三年八月五日東京朝刊第三面。
- (54) 「「わが国の意見を反映」と評価 韓国政府」『毎日新聞』一九九三年八月五日東京朝刊第一面。
- (55) それ故「河野談話」は以後韓国内で慰安婦問題が語られていく上で埒外に置かれた。同談話が再び注目されるようになったのは第二次安倍政権による「河野談話」の見直しの動きを受けてであった。実際に安倍政権による「河野談話」の見直しを警戒した朴槿恵大統領は、二〇一四年の三・一独立運動記念式典演説で「河野談話」と「村山談話」に名指して直接言及し、評価している。
- (56) 「当事者要求、ある程度反映 日本の元慰安婦への基金構想で韓国評価」『朝日新聞』一九九五年六月一五日東京朝刊第三面。
- (57) 「クベラスノミ報告」の英語による全文は〈<http://www.awf.or.jp/pdf/h0004.pdf#search=%27Report+of+the+Special+Rapporteur+on+violence+against+women%2C+its+causes+and+consequences%2C+Ms.+Radhika+Coomaraswamy%2C+submitte+d+in+accordance+with+Commission+on+Human+Right%27>〉。また同報告は「アジア女性基金」による和訳版〈<http://www.awf.or.jp/pdf/0031.pdf>〉(共に最終閲覧日二〇一九年二月四日)も存在する。

- (58) 「韓国、受け入れ要求 慰安婦問題めぐる日本への国連人権委勧告」『朝日新聞』一九九六年四月一日夕刊第二面。
- (59) 前掲文書〈www.mofa.go.jp/files/000042173.pdf〉一六頁（最終閲覧日前掲同日）。
- (60) 「関与」があることと「責任」があることは同義ではなく、本来なら日本政府は両者を分けて議論すべきだったが、従軍慰安婦問題が表面化する過程で当時の日本政府は「関与」がなかったことを繰り返し表明し、「関与」の有無が同問題の最重要ポイントであるかのように日韓両国を錯覚させてしまっていた。木村幹、前掲書、一五六頁。
- (61) 「従軍慰安婦問題で「補償に代わる措置」——加藤官房長官が検討表明」『毎日新聞』一九九二年一月十五日朝刊第一面。
- (62) 一九九二年一月十七日に行われた今訪韓二度目の首脳会談では、七五分のうち二二分が慰安婦問題に費やされたが、宮沢首相はこの二二分間に八回謝罪している。「未来志向の関係」なお遠く『歴史』『経済』で宿題残す『毎日新聞』一九九二年一月十八日大阪朝刊第一面。
- (63) 「従軍慰安婦「事実上の強制連行」日本政府発表に反論——韓国政府、中間報告」『毎日新聞』一九九二年七月三一日東京夕刊第一面。
- (64) 科学技術部原子力室原子力協力課「北朝鮮NPT脱退表明」〈<http://theme.archives.go.kr/viewer/common/archWebViewer.do?bsid=200802068035&dsid=00000000001&gubun=search>〉（一九九三年）、三八頁（最終閲覧日二〇一九年一月十八日）。
- (65) 女性部權益増進局權益企画課「韓日間軍隊慰安婦問題妥結対策に從った措置要請」〈<http://theme.archives.go.kr/viewer/common/archWebViewer.do?bsid=200302961089&dsid=00000000003&gubun=search>〉（一九九三年）、四頁（最終閲覧日二〇一九年一月十八日）。
- (66) 大沼保昭「慰安婦」問題とは何だったのか」三版（中央公論新社、二〇一三年）、六頁。
- (67) 大沼保昭、同右、一六一頁。
- (68) 大沼保昭、同右、一六二頁。
- (69) 大沼保昭、同右、六〇～六一頁。
- (70) 木村幹、前掲書、一六五頁。

田中 雄一朗 (たなか ゆういちろう)

所属・現職

慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程

韓国国際交流財団奨学金奨学生

最終学歴

慶應義塾大学大学院法学研究科前期博士課程

所属学会

現代韓国朝鮮学会

アジア政経学会

専攻領域

南北関係・日韓関係・韓国の政治経済

主要著作

「一九八二年の日韓歴史教科書問題の萌芽と展開——メディア・フレーム論による日韓関係と韓国の政治社会的分析——」(『法学政治学論究』第一一三号(二〇一七年夏季号))

「南北経済協力の政治的意義——開城工業団地を事例として」(法学修士論文、二〇一四年三月提出)

「南北交易における現代グループの対北朝鮮事業」(経済学修士論文、二〇一二年三月提出)